

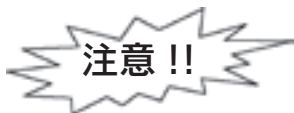
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります

- 平成27年10月以降、町民の皆さん一人ひとりにマイナンバーが通知されます
- 平成28年1月から、マイナンバーの利用が開始されます

マイナンバーとは

国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号です。平成27年10月以降に番号が通知されます。社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、複数の機関に存在する個人の行政情報を同一人の情報であるということを確認するためのしくみです。平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用が始まります。

法人には、13桁の法人番号が通知されます。



マイナンバーは生涯を通じて利用します。マイナンバーが漏えいして不正に使われるおそれがある場合を除いて変更されません。紛失したりしないよう大切に保管してください。



通知カードって何？

「通知カード」は、町民の皆さんにマイナンバーをお知らせするためのカードで、10月以降、住所地に郵送されます。カードは紙製で、券面にはマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。通知カードには顔写真が入っていないので、本人確認のために使用する場合、顔写真の入った証明書などが別途必要になります。

個人番号カードって何？

「個人番号カード」は、申請者に交付される、プラスチック製のICカードです。表面に氏名・住所・生年月日・性別、裏面にマイナンバーが記載されるほか、本人の顔写真が表示され、身分証明書として利用できます。

「個人番号カード」は、平成28年1月以降に発行希望者に交付します。



「個人番号カード」の申請方法

「個人番号カード」は、申請により平成28年1月以降に交付されます。交付を希望される方は、通知カードに同封される交付申請書に顔写真を添付し、地方公共団体情報システム機構へ返送してください。

マイナンバー制度 3つのメリット

- ☆【公平・公正な社会の実現】適正・公平な課税ときめ細やかな給付・支援
- ☆【国民の利便性向上】添付書類の簡素化（省略化）など、国民の負担軽減
- ☆【行政の効率化】行政での業務や手続きが、正確に早く



おしえて！マイナンバーQ&A



Q) 現在の住基カードはどうなるの？

A) 平成28年1月を予定している個人番号カードの交付開始以降、住基カードの発行は行いませんが（平成27年12月4日受付分までは発行可）、平成27年12月以前に発行された住基カードの有効期間内は引き続きご利用いただけます。

なお、住基カードと個人番号カードの重複所有はできません。個人番号カード交付時に住基カードは回収します。

内閣官房マイナンバー コールセンター

☎ 0570 - 20 - 0178
※ 平日9:30~17:30
（土日・祝日、年末年始を除く）
ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問 【通知カード・個人番号カードに関すること】 町民課 窓口サービス係  282
【それ以外のこと】 企画財政課 企画係  311

総合防災訓練を実施します

11月8日(日)午前9時

「みんなでつくろう 安全・安心のまち 自助・共助・公助の推進」を訓練のテーマとし、東日本大震災や広島土砂災害などの大災害を教訓に、防災関係機関が相互に連携して総合的な防災訓練を実施し、多くの町民の皆さんが防災や減災に関する意識を高めることができるよう、総合防災訓練を実施します。



対象自治会 ▶ 第第 1、2、7、8、9、10、27、28 自治会

▼今回の訓練では、主に次のような訓練を行います。

1. 震災時行動訓練	立川断層帯地震(マグニチュード7.4、震度6強)が発生したことを想定し、午前9時に、防災行政無線・日の出町お知らせメールで緊急地震速報を周知します。
2. 安否確認訓練	緊急地震速報で各自治会の指定した一時集合場所に避難し、安否確認を行ってください。(隣組で安否確認し、一時集合場所に隣組単位で避難してください)
3. 災害時要援護者救助訓練	各自治会は、可能な範囲で要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認を行い、リヤカーを使用し各自治会一時集合場所まで救助訓練を行います。

▼メイン会場 平井小学校での訓練

1. 集団避難訓練(想定)	午前9時20分に災害対策本部を設置。 想定として一時集合場所に避難したが、家屋の倒壊をはじめ多数の負傷者、また周辺では火災が発生、余震も続いていることから広域避難場所の平井小学校に集団で再避難を開始する。
2. 防災機関による見学訓練	警視庁、東京消防庁、日の出町消防団、女性消防隊など、日頃から厳しい訓練を行っている防災機関による演習を見学します。
3. 体験訓練	初期消火訓練、応急救護訓練、煙体験訓練、給食訓練、災害ボランティアセンター設置訓練、展示・PRコーナー(訓練見学希望者は、自治会を問わず参加できます。なお、体験訓練などは、対象自治会の方を優先します)

■対象自治会には、当日の朝9時に防災行政無線で緊急地震速報の周知放送を行います。

■来年度以降も、各広域避難所などで順次総合防災訓練を実施する予定です。



「自助・共助・公助」を合言葉に 初動対応訓練を実施しました!

9月6日(日)

各自治会が主体となった防災訓練は、各自治会で、安否確認、要配慮者及び避難行動要支援者救助、初期消火や応急救護訓練など工夫を凝らした訓練を行いました。

町も消防団とともに災害時想定 初動対応訓練を実施し、各自治会からの安否情報や被害想定など情報収集し、災害対策本部では応急対応訓練を行いました。

当日は、各自治会の安否確認訓練に多くの町民の方が参加し、防災意識の高さがうかがえました。



女性消防隊の心肺蘇生指導

問 生活安全安心課 地域安全安心係 内線 333